

## 令和3年度第3回医療機能部会 議事要旨

- 1 日 時 令和3年9月8日(水) 16:30~18:30
- 2 場 所 WEB開催
- 3 参加者 医療機能部会構成員、事務局(※詳細は別添のとおり。)
- 4 議 題 整備基本計画について  
(総合診療科の位置づけ、臨床研修等機能、琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)の運営)
- 5 議事要旨 ※「ア、イ、ウ、~」: 主な意見等 「→」: 主な意見等に対する事務局からの説明

### (1) 公立沖縄北部医療センターにおける総合診療科の位置づけ

- ア 総合診療科で研修を受けた医師は離島診療所へ派遣されるのか。
- 研修を受けた医師を離島診療所へ派遣することを見据えながら、総合診療医を養成していくことになる。派遣方法については、例えば北部医療センターでも県立病院専攻医養成事業のようなプログラムを作って派遣する方法が考えられるが、今後、具体的に議論していく。
- イ 総合診療科の医師が総合診療医を教育するのか。それとも、教育を担う人員を配置するのか。整備基本計画には教育という役割が読み取れるようにしたほうがよい。
- ウ 診療所は県立病院附属と市町村立があり、後者は直営や指定管理など運営方法が複数ある。それぞれ医師確保の方法が異なるので、北部医療センター附属診療所となった際、どのように医師確保をしていくか、診療所毎に切り分けて議論が必要。
- 診療所については、合意書の第15条において「(前略)原則として北部医療センター附属診療所として位置付けるものとする。」とあるため、まずは病院事業局と診療所を所管する市町村へ、北部医療センター附属診療所となるか意思確認を行う。その上で、附属診療所となった場合に、医師確保に向けた課題や方法について議論していくことになる。
- エ 伊是名・伊平屋診療所は、県が主体となって30年以上も医師を派遣して安定的な運営がなされており、北部医療センターで医師確保を引き継ぐのはハードルが高いのでは。
- 北部医療センター附属診療所となった後も、県が引き続き自治医科大学医師養成事業、県立病院専攻医養成事業を活用して医師を派遣する方向で調整している。
- オ 北部医療センター附属診療所となった場合、北部医療センターが主体となって医師確保を行うと認識していたが、必ずしもそうではないということか。
- 基本構想の19頁に県の医師確保施策の活用として「自治医科大学医師養成事業」「県立病院専攻医師養成事業」が明記されている。

## (2) 公立沖縄北部医療センターの臨床研修等機能

### I 医師の臨床研修等機能

ア 新病院における臨床研修医の定員は、単純に両病院の足し算としてよいのか検討が必要。

→ 臨床研修医の定員枠は国全体で調整をしているので、開院時点の状況を踏まえて検討していくことになる。

イ 開院時に臨床研修指定を引き継げなかった病院統合事例があると聞いている。病院統合事例は全国的にあるが、他の先進事例の引き継ぎ状況は調査しているのか。

→ 県立病院と民間病院を統合して開院予定の病院があり、統合元病院の認定を引き継ぐような形で研修医・専攻医の募集を行っている事例は確認している。引き続き、先進事例について調査を行う。

→ 北部病院が認定を受けている総合診療専門研修プログラムを新病院へ引き継げるか、日本専門医機構へ確認を行っている。全く引き継げない訳ではなく、状況によっては引き継ぎを認める場合があるという話は聞いている。

### II 地域の医療機関等に勤務する医療従事者等への研修等機能

ア 両病院の医療従事者は、医療系学校や義務教育学校へ出向いて教育を行っている。整備基本計画に記載する内容で、学生に関する項目は実習受け入れの他、学校での教育という役割を明記する必要はないか。

イ 整備基本計画へ明記してしまうと出向くことが当然として捉えられないか。多忙な業務の合間に時間を調整して出向いている状況なので、時間の調整がさらに難しくなる。病院が統合したら派遣しないという認識は両病院とも持っていないと思うので、敢えて明記する必要はないのでは。

→ 整備基本計画では明記せず、学校教育への対応については基本構想の16頁に「(前略)すべての世代を対象とした保健・介護・福祉分野等との連携を自治体の取組に合わせて進め、急性期病院としての役割を果たしていきます。」と記載されており、当該箇所では整理していく。

ウ 新病院は開院当初から地域がん連携拠点病院の認定は受けられないため、開院当初から同認定を受けて医療従事者等への研修を実施する、と読み取れる表現を整備基本計画で用いることに問題ないのか。

→ 将来的に指定を受けることを前提とした表現が適切になるよう検討する。

## (3) 琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）の運営

ア 北部医療センターと琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）（以下「地域医療教育センター」という。）は異なる組織という認識で良いか。

→ 地域医療教育センターは琉球大学病院（以下「琉大病院」という。）の組織と

なる。

イ 地域医療教育センターでの教育対象は、琉球大学の学生その他、研修医や専攻医も含まれるのか。

→ 含めることを想定している。

ウ 看護師の特定行為研修を行うとなると、看護分野の教育も担うということか。

→ 指導体制をどうするかといった課題が出てくると思うが、看護職のキャリア形成に資するという目的で基本構想に記載している。

エ 北部医療センターと地域医療教育センターの建設費について、一括の予算になるのか、別々の予算になるのか。

→ 両方を国へ制度要望中。どのような形で予算がつくかは今後の調整となる。

オ 地域医療教育センターは、北部医療センターが作成した研修プログラムに沿って教育を行うのか。琉大病院が独自に作成して教育することもあるのか。

→ 臨床研修や専門研修のプログラムは北部医療センターが主体となって作成するが、研修プログラムの内容を琉大病院と連携して作成していく体制ができればと考えている。具体的な体制は今後、琉大病院と中身を詰めていくことになる。

カ 琉大病院から地域医療教育センターへ出向した医師の身分について。北部医療センター、琉大病院どちらの指揮下に入るのか。

→ 同様の形態で運営している先進事例では、研究部門は大学側の指揮下に入り、診療部門は病院側の指揮下に入っている。先進事例を参考にしながら今後、整理を行う。

キ 身分や立場の異なる者が一緒に働く場合、細かい問題が出てくると思う。先進事例を参考にしながら、指揮系統などの細かい整理をしっかりとっていく必要がある。

#### (4) その他

(1)～(3)で議論した基本計画に記載する内容について、委員のご指摘を受けて修正や表現の見直しをすることになった箇所を除き、部会にて同意を得た。

以上